

基本施策(3)民俗芸能の保存・継承と担い手の育成

- 地域の民俗芸能(郷土芸能)各保存団体の保存状況を把握し、電子映像記録による保存や後継者育成などの伝承活動の支援を継続して進めます。
- 教育分野や地域コミュニティとの連携などにより、民俗芸能に接する場を設けるとともに、発表の機会を広めることで、市民への民俗芸能の周知を図ります。

【継続する主な取組】
▶文化財の保存、記録
▶記録映像の活用

【今後検討する取組】
▶民俗芸能活動の参加機会の創出、継承(再掲)
▶市指定無形民俗文化財の保存団体との情報連携

成果指標

- 計画に掲げる施策の進捗状況を図る指標として、以下の2項目を設定します。

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
文化芸術をとりまく環境の満足度 「本市の文化芸術をとりまく環境(参加・鑑賞・創作する機会、ボランティアや運営等の体制、文化財等)に満足している」市民の割合	4.7%	10.0%
文化芸術に対し、参加・鑑賞した人の割合 「過去1年間に、演劇、コンサート、展覧会などに参加・鑑賞した」市民の割合	40.4%	45.0%

八幡平市文化芸術推進基本計画 概要版 (令和8年度～令和12年度)

策定: 令和8年(2026年)3月 八幡平市
市民部文化スポーツ課

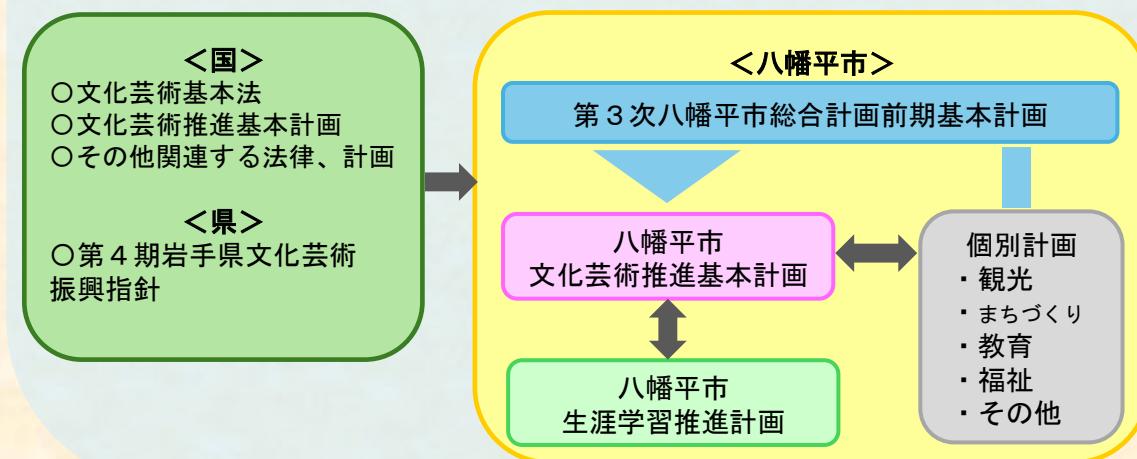
【概要版】

八幡平市文化芸術推進基本計画

2026 → 2030

策定の趣旨と位置づけ

- 社会状況が変化する中で、市民一人ひとりが、心の潤いやまちの活力を実感できるよう文化芸術振興の取組を進める必要があることから、文化芸術基本法に基づき、本市の文化芸術に関する施策の方向性を示すとともに、総合的かつ計画的に施策を推進するため、本計画を策定します。
- 本計画は、国の文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、第3次八幡平市総合計画基本計画に掲げる基本目標「次世代に希望をつなぐ八幡平市」を共有し、その中で示される文化芸術分野の施策と協働して推進するものとし、「八幡平市生涯学習推進計画」などの他の関連する計画等とも連携を図ります。



計画期間

- 本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

文化芸術の範囲

- 本計画では、「文化芸術基本法」に示されている内容を基本とし、「芸術」、「メディア芸術」、「伝統芸能」、「芸能」、「生活文化、国民娯楽等」、「文化財等」を対象とします。また、新たに生まれる文化芸術の表現についても配慮するものとします。

基本方針・基本施策

1. 基本目標

施策の基本方針を次のとおり定め、本市の文化芸術推進施策を推進していきます。

市民が誰でも文化芸術に親しみ、
文化や歴史を受け継ぐ、誇りのもてるまち

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人々の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となる極めて重要な意義があります。

八幡平市の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、市民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力ある八幡平市を目指します。

2. 基本方針・基本施策

基本方針1 市民が誰でも文化芸術に親しむ機会の充実

基本施策(1) 誰でも身近に参加・活動できる環境づくり

- 市民の豊かな人間性と創造性を育むため、関係機関と連携した鑑賞・学習機会の充実を図ります。
- 市民の各種文化活動の成果を発表する場を充実させ、市民が気軽に参加できる創作・発表機会の提供を図ります。

【継続する主な取組】

- ▶八幡平市芸術祭の開催
- ▶中学校における芸術鑑賞の推進
- ▶コミュニティセンター事業

【今後検討する取組】

- ▶民俗芸能活動の参加機会の創出、継承
- ▶市民音楽発表会などの開催

基本施策(2) 自主的・創造的な文化芸術活動拠点の充実

- 多様な文化芸術活動の拠点として、公立文化施設等の果たす役割は重要であることから、市民のニーズを捉え、計画的かつ効率的に文化芸術活動の拠点としての環境整備や既存施設の充実を図ります。

【今後検討する取組】

- ▶施設をとりまく状況の把握
- ▶既存施設の有効活用調査・検討

基本方針2 文化芸術活動への支援と効果的な情報の発信

基本施策(1) 多様な文化芸術活動への支援

- 文化芸術活動への助成や各種情報の提供などを通して、地域の特性を生かした文化芸術活動の活性化が図られるよう取り組みます。
- 文化芸術活動を行う場として、コミュニティセンターをはじめとした身近な施設を利用し、創作活動することができるよう支援に努めます。

【継続する主な取組】

- ▶八幡平市芸術祭の開催(再掲)

【今後検討する取組】

- ▶市民音楽発表会などの開催(再掲)

基本施策(2) 効果的な情報の発信

- 紙媒体による周知に加え、スマートフォンやタブレットを通じて、誰もが情報を得ることができるようにすることで、交流人口の拡大や地域活性化にもつなげていきます。

【継続する主な取組】

- ▶各種メディアによる情報発信

【今後検討する取組】

- ▶収蔵品データベースの構築
- ▶文化財情報の紹介

基本方針3 地域固有の文化財の保存・活用・継承

基本施策(1) 地域に残る貴重な文化財の保存・活用と充実

- 市内の史資料を所蔵する市博物館等の機能充実を図り、様々な文化財について理解を深めるための講座や企画展の開催を推進します。また、市内小中学校の校外学習の受入れ等の連携協力を進めます。

【継続する主な取組】

- ▶小中学校の校外学習等
- ▶地域の漆文化の啓発
- ▶観光客受入体制整備

【今後検討する取組】

- ▶収蔵品データベースの構築(再掲)
- ▶文化財情報の紹介(再掲)
- ▶巡回展示による学習
- ▶出張展示の実施

基本施策(2) 文化財調査と保護管理の強化

- 専門的な立場から調査し、文化財保護審議会を定期的に開催し、文化財の保護と活用について検討します。
- 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の内容及び把握や開発に伴う、記録保存を目的とした調査を進め、その成果を広く公開し、後世に記録を伝えることに努めます。

【継続する主な取組】

- ▶文化財の指定制度
- ▶文化財調査
- ▶文化財の保存、維持、支援
- ▶文化財保護審議会